１枚の申込書で複数頭申込できます！
※同日・同病院で手術した猫に限る

令和７年度

のら猫の避妊・去勢手術料金の一部を助成します

猫が集団で生息している地域では、猫の糞尿や鳴き声等による生活環境の悪化が問題です。さらに、所有者のいない猫（のら猫）が産んだ子猫の引取りや、交通事故等による負傷猫や死亡猫の収容も多く、当市にとっては、大きな課題となっています。

これら猫問題の解決もしくはその軽減のためには、飼い猫の室内飼いを推進するとともに、のら猫がこれ以上増えないように避妊・去勢手術を受けさせ、その地域で管理していく市民の取組みが必要です。

豊中市では、市内に生息するのら猫に避妊・去勢手術を受けさせその費用を負担した市民に対し、手術料金の一部を助成することで、市民の取組みを応援しています。

のら猫の避妊・去勢手術をする人へお願い

〇避妊・去勢手術後の猫のうち譲渡可能な猫については、終生屋内飼養をする人への譲渡に努めてください。
〇避妊・去勢手術後の猫を、手術前の生息場所に戻す場合は、トイレの設置、エサの適正な管理などにより周辺環境の美化を図り、近隣住民の理解を得るよう努めてください。
〇必要に応じて、猫に避妊・去勢手術済みであることが分かるように耳先のカットをするように努めてください。
〇他人の飼い猫を勝手に捕獲しないよう十分確認してください。
〇手術のための捕獲が難しい場合は、捕獲器の貸し出しも行っていますので保健所までご相談ください。
〇手術を依頼する動物病院とは、事前に十分に打ち合わせを行ってください。

＜申込及び問い合わせ先＞
豊中市保健所　保健安全課
〒561－0881　豊中市中桜塚 4－11－1
TEL：06－6152－7321
URL：https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/pettp-inuneko/noraneko/noraneko.html

二次元コードはこちら→

制度の詳細

＜対象＞

申し込みできる人：豊中市内に生息するのら猫に避妊・去勢手術を受けさせ、その費用を負担した市民

手　術　期　間：**令和 7 年(2025 年)1 月 1 日から 12 月 31 日**までに実施された手術

対象動物病院：**豊中市内及び豊中市に隣接する自治体（大阪市、吹田市、箕面市、池田市、尼崎市、伊丹市）で開業している動物病院**で手術を受けていること

＜助成頭数と助成額＞

助成頭数：**300 頭まで（現在の申込数は、市ホームページで確認できます。）**

助　成　額：**{オス猫}1 頭につき 10,000 円（上限）　{メス猫}1 頭につき 12,000 円（上限）**

（ただし、手術費用額が上限額を下回る場合は支払った額）

＜申込方法＞

手術実施後、必要事項を記入した**猫避妊・去勢手術助成金交付申込書**※を作成し、保健所に持参又は郵送してください。

申込書は保健所の窓口で配布しています。また、豊中市のホームページからダウンロードすることもできます。

記入時の注意点

※今年度より、**同日に同病院で手術した猫**については、**複数頭を1枚の申込書で申込できる**ようになりました。

・**申請書等に消せるボールペンは使用できません。**

・動物病院に＜獣医師証明欄＞の記入・押印を依頼し、証明を受けた上で提出してください。

＜申込受付期間＞

受付期間：**令和 7 年(2025 年)5 月 1 日から令和 8 年(2026 年)1 月 16 日（郵送は必着）**

申し込みは随時、先着順にて受け付けます。**受付期間内であっても予算額または助成頭数の上限に達した時点で受付を終了**します。（同時刻に定員を超えた場合は抽選になります。）

＜交付等の決定＞

・交付決定は先着順に行います。

・申込書の内容を審査し、交付を決定した方には「猫避妊・去勢手術助成金交付決定通知書」及び「助成金交付請求書」を送付します。通知書を受け取った月の月末までに請求書を保健所に提出してください。

・不交付を決定した方には「猫避妊・去勢手術助成金不交付決定通知書」により通知します。

助成金振り込みまでの流れ

下記のスケジュールで交付決定通知書、請求書を送付します。

※前年度とスケジュールが変わります。

①（5 月～11 月受付分）各月ごとに月初めから月末まで申請受付

翌月中旬に決定通知書送付→翌月末まで請求書受付け→翌々月に助成金振込み

②（12 月以降分）12 月 1 日から 1 月 16 日まで申請受付

2 月初旬に決定通知書送付→2 月末まで請求書受付け→3 月末に助成金振込み